歯科技工海外委託問題についての考え方、その局面

東京都歯科技工士協議会講演録 弁護士 川上詩朗先生 平成21年6月27日都技会館にて 出席者、協議会役員、都技役員、支部長ほか多数

訴訟に踏み切った理由

日本国内での歯科技工については歯科技工士 法第17条「歯科医師又は歯科技工士でなければ、 業として歯科技工を行ってはならない。」 8条「歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省 令で定める事項を記載した歯科医師の指示書に よらなければ、業として歯科技工を行ってはな らない。ただし、病院又は診療所の場所におい て、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直 接の指示に基づいて行う場合は、この限りでは ない。」という制度があります。これにによっ て国民の安全が守られており、無資格者による 歯科技工には罰則規定があり、厳しい歯科技工 士制度があります。ところが、海外委託の場合、 国の方針は平成17年通達で明らにされてお り、いったん海外委託に技工が移った場合はま ったく規定が無く、どんな場所でどんな人が作 っているのか自由です。国は関知しません。国 外と国内で同じ患者さんに使う物なのにもかか わらず取扱がちがう。果たしてこれでいいのか という疑問がわいて来ます。この問題を誰に相 談しても、日本では法律があるのに海外委託で は自由と言うわおかしいと言います。わかりや すい問題です。そこでいろいろ検討した結果、 歯科技工の海外委託が合法か違法か、技工士制 度の崩壊を防ぐため制度確認の訴訟に踏み切り ました。

訴訟から見えてきた国の方針

訴訟によって国の答弁から考えがだんだんと わかって来ました。私達は歯科技工法によって 海外委託は許されないと思っていました。日本 で許されない事が、どうして海外に於いて許さ れる理屈はどこにあるのか、国に問いただしま した。それによると、国の答弁は歯科技工の委 託は歯科医師に委ねるとものでした、どこにど うゆう形で委託しようが歯科医師の裁量権の範 囲で、歯科医師が自由に委託先を選べるという のが国の考えである事がわかりました。それに は国は一切関して関知しない。歯科医師が安全 なところを選んで責任を持ちなさいと云う事で あった訳です。

歯科技工士の存在

この考え方を進めていくと結局歯科医師と歯科技工士の関係が疑問になります。海外委託においては無資格者でもいいと認めていることになれば、理屈からいえば国内においても無資格者に頼んでもいいという論議になります。それなら、歯科技工士制度を設けている意味が失われてしまうという疑問が出てきました。海外委託の問題はこのままでは日本の歯科技工士制度を守るのか守らないのか根本的な問題が見えてきました。

もう少し具体的に考えると歯科医師と歯科技工士の関係をどのように考えればいいのかと云うと、もっと歯科技工士の独自性をアップさせて行かなければいけないと思います。歯科医師が委託先を決めればいいという今の国の考え方は技工士が抜けてしまっています。有資格者の技工士でなければ委託できないという立場にせめて理屈の上でも位置づける必要があると思います。

憲法と歯科技工士制度

憲法25条 【生存権、国の社会的使命】1 「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の 生活を営む権利を有する」2「国は、すべての 生活部面について、社会福祉、社会保障、及び 公衆衛生の向上及び増進に努めなければならな い」となっています。よって国民は安全な歯科 治療を享受する権利があります。歯科技工士制 度は究極的に国民の安全な歯科治療が目的であ ります。国民に安全な歯科医療を提供するため の歯科技工士制度は憲法ともに位置づけられて

いるという考え方が、歯科技工士の側には弱い のではないか思います。憲法と歯科技工士制度 は表裏一体のものであります。ここをしっかり と認識していただきたいと思います。

政策形成訴訟

歯科技工士制度が脅かされている現状を解決 するために、なにが必要だろうか、いろいろな 方法がありますが、通常の訴訟は裁判の中のや りとりによって問題解決しようとしているので すが、海外委託については歯科技工士制度のあ り方を確認していく、海外委託を止めさせてい く、政策として明確にさせていく、これを訴訟 によってやっていくという裁判のやり方を政策 形成訴訟といいます。あまり聞いた事がないか も知れませんが、たとえば、ハンセン訴訟、H IV訴訟、大気汚染訴訟、原爆訴訟、などは国 の政策にかかわる訴訟です。最終的な解決には 立法的な解決、あるいは行政的な解決を目指し ています。原告だけを救うのではなく、原告の 背後にいる同じ立場の人達全部を救う訴訟で す。海外委託問題解決の有益な手段としてこの ような訴訟を現在やっているのです。

裁判での努力

裁判の中では裁判官にしっかり海外委託の問 題点を理解してもらうよう努力してきました。 その中で違法であるという判断を裁判官にして もらうのが目的です。裁判官にこの問題を解決 しなければならないという気にさせていかなけ ればなりません。その結果判決という形になる か、和解という形になるか、裁判官がイニシア ティブを取ってこの問題を解決に向けての解決 の場を形成していくようこの役割を裁判所が果 たすよう目指しています。訴訟の中では徹底し て国の弁論に反論し、海外委託の実態を示して 何が問題なのか示してきました。

進行協議とは

今の局面は一審では負けて、控訴審になって います。そして、進行協議になっています。こ れは、この手の訴訟で進行協議になるのは弁護 士業界で誰に聴いても皆、珍しいと言われまし

た。普通ならば、結審し、判決に移ってもいい のです。しかし、そのような方法をとらず裁判 官は進行協議にしました。我々が希望したので はありません。正直いって我々は驚いたのです。 なぜ裁判官の方から進行協議を選んだのか、問 題はここにあります。

進行協議というのは何かというと、少人数で 小さな部屋で話をするのです。国の代理人は厚 生労働省と法務省の担当者です。まず、裁判官 は双方に対して、「いろいろ資料を読ませてい ただいた結果、海外委託には問題点がありま す。」と言ったんです。「国民の安全を守るとい う点は厚労省も同じでしょう。」とも言ったの です。この裁判官の言葉から、我々の主張が裁 判官に伝わったのだと思い、嬉しかったです。

進行協議は3回重ね裁判官は国を説得してく ださったのです。我々の提起した問題を受け止 めてくれ何とかしたいと裁判官も非常に努力し ていただいています。ところが国はどんな内容 でも訴訟という場所において約束する事は出来 ないと主張して譲りません。裁判官はかなり粘 って国を説得してくれました。

裁判外活動

我々は裁判の中で和解という解決が困難な ら、裁判外でも同時並行で活動する事を裁判官 に伝えました。それによってその結果を裁判に 反映させたいと言いました。それから、我々は、 進行協議の間に裁判外活動では、国会にも行き ました。日本歯科技工士会にも要請をし、日本 歯科医師会にも要請をし、患者さんの観点から も必要と思い、生活協同組合や主婦連など22 ぐらいの団体がある、全国消費者団体連絡会に も行きました。消費者団体では全くこの問題を 知らず驚いていました。政党では自民党、民主 党、野党の他の先生にも合いました。そしてか なり動いてくれました。そして、厚生労働省の それなりのポジションの方を呼びを問い詰めた やりとりの情報も聴いています。

民主党の議員が厚労省の言い分を来たところ によると、国の言い分は歯科技工の海外委託は ほぼ安全であり問題ない。日本の技工業界は一 人ラボが多く近代化が遅れている。日本の厳し い技工業界の状況は国はわかっている。日本に 技工所を近代化しようとしている。これが国の

基本的な発想であることもわかりました。だから、従って海外委託問題を解決しようなんて発想は出てこないわけです。

国の実態調査を踏まえて

平成19年6月提訴したときは国は海外委託の調査は必要無いといっていました。しかし、ここに来て国が実態調査をした理由は、19年3月アメリカの発表から中国技工物から鉛が出てきた事がわかった。それに、各地方自治体などの意見書も上がってきて、国会議員の先生方も何とかしなくてはいけないとこの問題について意見を述べています。そういう事で国は対応しなくてはならなくなってきました。そして、今年3月発表した報告書が出されました。

私達がいま要求しているのはこの海外調査を 踏まえてきちっと検討して何が問題なのか何が 是正すべきなのかその是正するために法改正が 必要なのか、正面から協議機関を設けて欲しい と訴訟の場で和解の条件として国に申し入れて きました。それに対して国側は訴訟の場でどん な中身であっても約束することは難しい、しか し訴訟外で正式に要請があれば国側としては検 討すると口頭で言っています。

日技への要請と回答

歯科技工の業界団体である日技が訴訟外で国に 要請をしていただきたいとお願いをしたのが今 年4月28日に出した日技への要請書です。それ について日技から回答書が5月1日に来ていま す。これによりますと日技が国に正式に要請を するとは回答していません。私他達としては裁 判の支援をやってもらいたいといっているので はないんです。組織としては組織として自主的 に裁判とは関係なく、海外委託の問題をきちっ と自分たちの問題として提起してもらいたいと 日技にお願いしているのです。それには今がい い時期だと薦めています。裁判でも国にこの話 が進んでいる、地方自治体でも意見書がたくさ ん挙がってきている、今、まさにいい時期なん だから、組織として独自に動いてもらいたいと 日技に何度も頼んでいるのですけど、残念なが ら了解してもらえません。日技が動かないなら、 各都道府県の歯科技工士会に直接お願いして日 本歯科技工士会の方へ動くように要請してもら えるようお願いしています。

解決道筋への提案

私達はこの運動の視野に入れているのは裁判だけでなく国会、内閣、世論、業界関係者、消費者、メディア、などです。それぞれの役割を果たしながら解決の道筋を見つけてゆく。そのためには今何をなすべきか考えています。今がチャンスですから是非解決の道筋を作ってもですから、一つの方法として検討委員会をもいですから、そこでもって、有識者、業界関係者にそうゆう人達に入ってただけるようこの運動をしているのです。裁判官の方にもうこの運動をしているのです。裁判官の方にもこの運動をしているのです。裁判官の方にもにお願いしています。

歯科技工士と国との対決

解決のための協議会ができたとしたらその中 身が問われているのです。ぜひ、皆さんがすぐ に検討を始めてもらいたいのです。要するにこ の海外委託の問題をどうするのか、日本には歯 科技工士制度というものがあるわけですから、 これを維持し、充実させ、発展させるとう観点 から海外委託の問題に対応していく、この運動 をしていく組織は技工士会しかないのです。自 分達の立場からこの問題をどうゆう解決の道筋 をたてていく、そうゆう時期にきている、皆さ んのところで大いに議論していただいてどうゆ う方向性がいいのか、議論を早急に始めていた だくのが非常に大事です。なぜなら、このまま 国のような考え方で進行して行くと、歯科技工 士制度を崩すという方向性が見えるわけです。 そこで皆さんがしっかりした対決行動をまとめ ていないと負けてしまいます。是非そうゆう方 向で活動をしていただきたいと思います。 大な拍手にて終了。

(録音から復刻したため、誤字脱字はご容赦願います。)